

平成20年版 割賦販売法の解説 正誤表

「平成20年版 割賦販売法の解説（平成21年10月30日 第1刷発行）」に誤植がございました。ご迷惑おかけいたしましたこと、謹んでお詫び申し上げます。つきましては、本正誤表をご確認の上、訂正をお願いいたします。

| ページ | 箇所 | 誤 | 正 |
|---------|-------------|--|---|
| P 9 1 | 【解説】二 2行目 | 施行令第35条第1項第2号 | 施行令第34条第1項第2号 |
| P 9 9 | 【解説】二 1 | 施行規則第8条第4項 | 施行規則第21条第4項 |
| P 1 2 0 | 三 | 第4項は第3条第4項 | 第3項は第3条第4項 |
| P 1 8 4 | 下から2行目 | 50万円以下 | 100万円以下 |
| P 1 9 2 | 枠内10 | 施行規則第83条 | 施行規則第81条 |
| P 1 9 2 | 枠内② | 与信契約の締結の年月日 | 与信契約の申込みの年月日 |
| P 1 9 3 | 枠内10 | 施行規則第81条 | 施行規則第83条 |
| P 1 9 3 | 枠内② | 与信契約の申込みの年月日 | 与信契約の締結の年月日 |
| P 2 4 6 | 下から6行目 三 | <u>三 本条の規定に違反した個別信用購入あつせん業者は、改善命令の対象となり（第35条の3の21）、その命令に違反した者は100万円以下の罰金に処せられる（第51条の6第2号）。</u> | 削除 |
| P 4 6 7 | 第三条 見出し | 第三条 法第七条の政令で定める指定商品は、別表第一に掲げる指定商品（同表第一号、第四十三号及び第四十四号に掲げるものを除く。）とする。 | <u>（所有権に関する推定に係る指定商品）</u> 第三条 法第七条の政令で定める指定商品は、別表第一に掲げる指定商品（同表第一号、第四十三号及び第四十四号に掲げるものを除く。）とする。 |
| P 4 9 4 | 第六条の表と第七条の間 | | （第六条第一項第四号と同条第二項を追加する） <u>四 日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。</u> <u>2 前項の規定は、法第三条第二項の割賦販売の場合に準用する。この場合において、前項中「第一条第一項第二号」とあるのは、「第二条第一項第一号」と読み替えるものとする。</u> |
| P 5 7 4 | 第十一条の下 | | （第十六条の別記算式を追加する） 別記算式 $\frac{\text{額面金額} - \text{発行価額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数} + 4} \times (\text{発行の日から償還の日までの年数} + 4)$ <u>この式の計算は、額面金額10円ごとに行ない、発行の日から償還の日までの年数および発行の日から償還の日までの年数について生じた一年未満の端数ならびに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一銭未満の端数は、切り捨てる。</u> |